

半島振興基本方針の策定について

国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室

半島振興法については、直近の法期限であった令和7年3月末に向け、令和5年2月から国土審議会 半島振興対策部会において今後の半島振興のあり方について議論が行われ、令和6年6月に「半島振興策のこれまでの成果と現状、対応の方向性」が公表された。

- | | | |
|---------|------------------------------|-------------------------------------|
| 令和5年2月 | 第11回半島振興対策部会 | ・半島振興計画の評価のための現況把握等に関する調査について |
| 令和5年11月 | 第12回半島振興対策部会 | ・地方公共団体からの説明
・今後の半島振興に係る主な論点について |
| 令和6年5月 | 第13回半島振興対策部会 | ・中間とりまとめ素案について |
| 令和6年6月 | 「半島振興策のこれまでの成果と現状、対応の方向性」 公表 | |



「半島振興策のこれまでの成果と現状、対応の方向性」の内容も踏まえ、立法府における検討の結果、**令和7年3月26日に、議員立法により、半島振興法の一部を改正する法律案が成立。令和7年4月1日より全面施行**された。

半島振興法の期限を10年延長・配慮規定等の拡充とともに、**新たに基本理念や国・都道府県の責務を規定**して、半島振興法に基づき指定される**半島振興対策実施地域以外の半島地域も含む地域振興の方向性**が示された。

法改正事項（概要）

I. 総論的事項

(1) 目的【第1条】

- ・法目的に「半島防災」及び「地方創生」を追加
- ・半島地域の役割に「自然環境及び良好な景観の保全」、「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」追加
- ・地域の創意工夫を生かすこと、多様な主体の連携には半島地域以外のいわゆる「関係人口」も含まれることを明記

(2) 基本理念【第1条の2】 **新設**

- ・基本理念として「地方創生」、「魅力の増進」、「半島防災・国土強靱化」の3つの観点を提示
- ・「地方創生」の観点は、地域の課題を提示し、これらを改善して自立的な地域社会を実現することを目指すもの（第1号）
- ・「魅力の増進」の観点は、半島地域の役割・特性を「強み」と捉え、その魅力の増進を目指すもの（第2号）
- ・「半島防災・国土強靱化」の観点は、孤立しやすいなど半島の地理的特性を踏まえた防災を「半島防災」と位置づけ、国土強靱化の理念を踏まえた施策の着実な実施を目指すもの（第3号）

(3) 国・都道府県の責務【第1条の3】 **新設**

- ・基本理念にのっとり、国は総合的な施策の策定・実施の責務を、都道府県は振興に必要な施策の策定・実施のほか、市町村の援助を行うよう努めることを規定

II. 半島振興基本方針と半島振興計画

(1) 基本方針【第2条の2】 **新設**

- ・主務大臣が半島振興基本方針を定めることに加え、その際の記載事項、策定手続き等を規定
- ・主務大臣が半島振興基本方針を定めようとするときは、国土審議会の意見を聴取

(2) 半島振興計画【第3条・第4条】

- ・地方分権の観点から、都道府県による半島振興計画の作成義務を努力義務に改正
- ・配慮規定等の追加に伴う計画事項の追加（計画の達成状況の評価を含む）
- ・国土強靱化基本計画、水循環基本計画との調和



（石川県・能登半島）令和6年能登半島地震により明らかとなった孤立集落対応等の取組



（和歌山県）ドローンを活用した新スマート物流実装事業の取組



（石川県・能登半島）移動販売車による買い物支援の取組

Ⅲ. 半島に対する配慮規定の充実

(1)交通の確保【第12条の2】

- ・現行の「地域公共交通の活性化及び再生」の規定を拡充し、「**交通の確保**」として**交通施設全般の整備の規定に拡充**
- ・目的に「物資の流通の確保」の観点も追加

(2)デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化等【第13条】

- ・目的に「地域公共交通の活性化」「物資の流通確保」「災害情報の収集・提供の円滑化」「デジタル社会の形成」を、配慮事項に「先端的な情報通信技術の活用」を追加

(3)農林水産業その他の産業の振興等【第13条の2】

- ・目的に「競争力の強化」を、配慮事項に「水産動植物の生育環境の保全及び改善」を追加

(4)就業の促進【第13条の3】

- ・目的に就業先としての「農林水産業その他の産業」を明示、配慮に際し「情報通信技術の進展」「場所に制約されない働き方の普及」等の社会変化に留意する旨を追加

(5)生活環境の整備【第13条の4】

- ・目的に「持続可能な地域社会の維持・形成」を、配慮事項に「住民生活・産業振興の拠点の形成」を加え、住宅等の整備に「空家の活用」が含まれる旨を明示

(6)医療の確保【第13条の5】

- ・無医地区以外での医療の充実に係る規定を新設、配慮事項に「**遠隔医療**」を追加

(7)介護サービス・障害福祉サービス等の確保等【第13条の6】

- ・介護サービスの配慮事項に「地域の人材の活用」「介護ロボット等の導入」を加えるとともに、新たに「**障害者福祉**」に係る配慮事項を追加

(8)高齢者及び児童の福祉の増進【第14条】

- ・高齢者福祉に係る事項に加えて、新たに「**児童福祉**」に係る事項を追加

(9)教育の充実【第14条の2】 **新設**

- ・配慮事項に「半島地域の特殊事情に鑑みた学校教育及び社会教育（情報通信技術の活用を含む）の充実」「生涯学習の振興」「区域以外の子どもに対する半島地域の特性を生かした教育の提供」を追加

(10)自然環境の保全及び再生【第14条の3】 **新設**

- ・「自然環境の保全及び再生（自然景観の保全を含む）」に係る配慮規定を新設

(11)再生可能エネルギーの利用の推進【第14条の4】 **新設**

- ・地域資源を活用した「再生可能エネルギーの利用の推進」に係る配慮規定を新設

(12)地域文化の振興等【第15条】

- ・配慮規定に「地域の風土等により形成された景観地の保存及び活用」を追加

(13)観光振興・交流促進【第15条の2】

- ・「地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成等」を追加

(14)移住等の促進、人材育成、関係者間連携【第15条の3】

- ・「**移住・定住・二地域居住の促進**」「人材育成」「関係者間における緊密な連携・協力の確保」に係る配慮規定を新設

(15)半島防災の推進及び実効性の確保【第15条の4】

- ・半島防災の観点を強調するため、目的に「国土強靱化」「孤立及び地域経済の円滑な運営の阻害防止」の観点を、配慮事項に「**実効性の確保**」「**道路、港湾の交通施設、水道、下水道等の施設の整備**」「**再生可能エネルギー等を活用した非常用電源設備**」「**災害応急対策・復旧に係る体制整備**」を追加

(16)感染症発生時の生活に必要な物資の確保等【第15条の5】 **新設**

- ・感染症発生時の物資の確保・事業活動の継続に対する配慮規定を新設

(17)生産機能の整備等が低位にある集落への配慮【第15条の6】 **新設**

- ・生産機能・生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮規定を新設
- ・具体的な対応として、**郵便局**等も活用した生活環境の維持に適切に配慮するとともに、必要な情報提供等に努める旨を規定

Ⅳ. その他体制の整備等

- ・半島振興に携わる関係者が**協議会を設置できる規定【第15条の7】 **新設****
- ・施策の実施体制強化のため、**内閣総理大臣**を主務大臣に追加【第19条】
- ・施行期日、経過措置、**法施行後5年を目途に見直し等を行う旨**を改正附則に規定

Ⅴ. 半島振興法の法期限の延長

- ・法期限の**10年間延長**（令和16年度末まで）【附則第2項】

1. 序文

令和6年能登半島地震の状況も踏まえた指定半島地域の置かれた現状と課題、今般の半島振興法改正のポイント、基本方針の位置づけ等を記述。

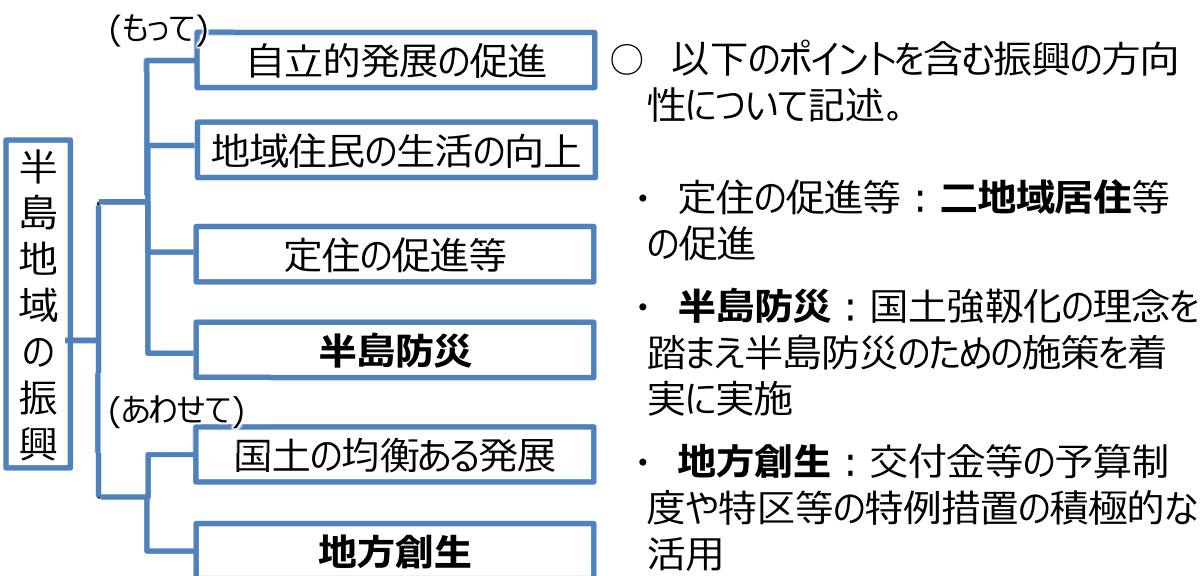
2. 指定半島地域の振興の意義及び方向

(1) 指定半島地域の振興の意義

指定半島地域は、その立地条件や特色ある地域資源の状況から様々な役割を担っており、これらを継続的に担っていくためにも、引き続き半島地域の自立的発展等を図っていく必要がある旨を記述。

(2) 指定半島地域の振興の方向

① 基本的な方向



② 指定半島地域における創意工夫を生かした主体的な取組

地域が創意工夫を生かして自立的発展を遂げていくため、地域資源の発掘・維持・確保に努める等を記述。

③ 多様な主体による地域づくり

行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置づけ、これら主体の発意・活動を地域づくりに生かす取組を進める旨等を記述。

④ 圏域の考慮

指定半島地域を一定の圏域としてとらえ、広域的かつ総合的に施策を推進する旨等を記述。

(3) 国及び都道府県の責務

国は、半島振興法の基本理念に即した所要の施策を責任を持って推進する旨を記述。

3. 国の支援の基本的な考え方

- (1) 国による財政支援、情報提供等各種支援措置の整備に努める旨等を記述。
- (2) 産業振興促進計画
産業振興促進計画の作成内容、認定手続等について記述。

5. その他の事項

- (1) 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項
半島振興計画の進捗状況評価のためのフォローアップについて記述。
- (2) 協議会
新たに規定された協議会の仕組みを活用して主体的に半島振興施策を推進する重要性を記述。

4. 法第4条に規定する半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項

- (1) 基本的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する**交通施設並びに通信施設の整備**その他の指定半島地域と国内の地域との間及び指定半島地域内の**交通通信の確保**に関する基本的事項
- (2) 農林水産業、商工業、情報通信業その他の**産業の振興**及び**観光の開発**に関する基本的事項
- (3) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の**就業の促進**に関する基本的事項
- (4) **水資源の開発及び利用**に関する基本的事項
- (5) **生活環境の整備**に関する基本的事項
- (6) **医療の確保**に関する基本的事項
- (7) **介護サービス及び障害福祉サービス等の確保**等に関する基本的事項
- (8) **高齢者及び児童の福祉**その他の福祉の増進に関する基本的事項
- (9) **教育及び文化の振興**に関する基本的事項
- (10) **自然環境の保全及び再生**に関する基本的事項
- (11) **再生可能エネルギーの利用の推進**に関する基本的事項
- (12) 国内及び国外の地域との**交流の促進**に関する基本的事項
- (13) **移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力**に関する基本的事項
- (14) 水害、風害、地震災害（災害に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の**半島防災のための施策**に関する基本的事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、指定半島地域の振興に関する基本的事項